



# 航空機内における安全阻害行為等(機内迷惑行為)の防止のための改正航空法の施行について

[Back to Home](#)

平成16年9月15日

国土交通省航空局

航空機内における安全阻害行為等の禁止・処罰規定を定めた改正航空法が平成16年1月15日から施行されました。

## 1. 背景

①近年、航空機利用の大衆化が急速に進み、利用客層も多様化する中で、乗降口・非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為、航空機内の便所において喫煙する行為などの安全阻害行為等(いわゆる機内迷惑行為)が急増しており、緊急事態発生時等万が一の場合には、航空の安全を害することにつながりかねない状況にあります。

2001年10月の国際民間航空機関(ICAO)総会において安全阻害行為等を犯罪とする立法モデルが承認され、既に立法化がなされている国も存在するなど、国際的にも予防・抑止の必要性への認識が急速に高まってきております。

②このような状況を踏まえ、航空機内における安全阻害行為等の禁止・処罰規定を定めること等を内容とする航空法の一部を改正する法律が第156回国会において成立し、平成16年1月15日に施行されました。

## 2. 改正航空法の概要

安全阻害行為等の禁止規定を創設するとともに、便所における喫煙など国土交通省令で定める安全阻害行為をした者に対し、機長が当該行為を反復・継続してはならない旨の命令(以下「禁止命令」という。)をすることができることとし、命令に違反した者には50万円以下の罰金が科されます。

## 3. 禁止命令の対象となる行為

禁止命令の対象となる行為として、国土交通省令には以下の行為が定められております。

①乗降口又は非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為

②便所において喫煙する行為

③航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為であって、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの

④航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがある携帯電話その他の電子

## 機器であって国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく作動させる行為

→告示の内容は以下のとおり

○ 常時作動させてはならない電子機器

次に掲げる物件であって、作動時に電波を発射する状態にあるもの

携帯電話、PHS、トランシーバー、無線操縦玩具、ヘッドホン、イヤホン、マイク、※パーソナルコンピュータ及び※携帯情報端末

○ 離着陸時のみ作動させてはならない電子機器

常時作動させてはならない電子機器であって作動時に電波を発射しない状態にあるもの、テレビ受像機、ラジオ、ポケットベル、ビデオカメラ、ビデオプレーヤー、DVDプレーヤー、デジタルカメラ、カセットプレーヤー、デジタルオーディオ機器、ワードプロセッサ、電子手帳、電子辞書、電卓、電子ゲーム機、プリンター及び電気かみそり

※ただし、無線LAN装備のある航空機内において、パーソナルコンピュータ及び携帯情報端末から当該無線LANシステムに接続して使用する場合は、離着陸時を除き作動させることができる。

⑤離着陸時その他機長が安全バンドの装着を指示した場合において、安全バンドを正当な理由なく装着しない行為

⑥離着陸時において、座席の背当、テーブル、又はフットレストを正当な理由なく所定の位置に戻さない行為

⑦手荷物を通路その他非常時における脱出の妨げとなるおそれがある場所に正当な理由なく置く行為

⑧非常用の装置又は器具であって国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく操作し、若しくは移動させ、又はその機能を損なう行為

→告示の内容は以下のとおり

○ 非常用の装置又は器具

規則150条に定める救急用具(非常信号灯、携帯灯、防水携帯灯、救命胴衣またはこれに相当する救急用具、救命ボート、救急箱、非常食糧、航空機用救命無線機、緊急用フロート、救急の用に供する医薬品・医療器具及び落下傘)、消火器、非常用警報装置、煙感知器、携帯用酸素ボトル、酸素マスク、機内放送装置及びスモークフード

本件に関するお問い合わせ先

国土交通省航空局監理部総務課ハイジャック・テロ防止対策室 (TEL:03-5253-8111  
内線48167)